

# 事務所通信 かわらばん ぬのかわ

第81号  
2010年1月15日  
<http://www.nunokawa.co.jp/>

発行人 布川税務会計事務所  
(株)布川計算センター  
編集責任者 高橋毅志・鈴木 勉

## 「関与先の皆様のお役に立てる事務所」を目指して

所長 布川 博



明けましておめでとうございます。  
謹んで新年のご挨拶を申し上げます。  
昨年と変わらず、厳しい経済環境が続きます。  
これまで同様、税務だけでなく、資金繰り計画、経営計画の策定のお手伝い、法的問題が生じた場合の迅速な弁護士との面談など、少しでも関与先の皆様のお役に立てるよう努めて参りたいと思います。  
ご要望等ございましたら遠慮なくお申し出下さい。  
今年も宜しくお願い致します。

## 次期経営計画の策定を実施しました

第4課 石川吉夫

今回ご参加頂きましたのは、つくば市大角豆にあります、株式会社 学園むつみ自動車の代表取締役・篠崎太祐さんと、取締役・篠崎光司さんです。  
同社は、お父様が興された自動車修理業・販売業を継承され、兄弟でつくば店と阿見店を運営されています。  
内容については、損益分岐点を求め、必要売上高を算出しながら次期の目標を決めました。



(写真左から:代表取締役・篠崎太祐さん、取締役・篠崎光司さん、石川)

売上を伸ばすことは大変だと思いますが、ぜひ頑張って達成して頂きたいと思います。

### 【社長さんからのコメント】

先般、今期の経営計画を、担当の石川さんに助言頂き完成させました。社会情勢を鑑み、また石川さんのベテランの経験から、的確なアドバイスをもらいました。

次期決算の目標が立ち、今年度も力強く前進できそうです。

### 【担当者から一言】

毎年熱心に参加して頂いています。今後も、次期経営計画の策定を通じて少しでもお役に立てるよう努力していきたいと思っています。

## 確定申告の時期が近づきました

第3課 高橋毅志

今年も間もなく所得税の確定申告の受付が始まります。今回は、確定申告のポイントとして、医療費控除についてご説明させていただきます。

医療費控除とは、1年間に支払った医療費が10万円、または年間所得(給与所得控除後の金額)の5%を超えた場合に、確定申告で医療費控除(200万円を限度とする)をすれば、所得から控除することができます。

医療費控除の対象となるのは、病院の治療代だけでなく、通院にかかった交通費や、治療目的の市販薬、マッサージの費用などです。但し、保険会社から受け取った入院費の給付金や、出産育児一時金などは医療費から差し引かれます。尚、申告の時に領収書を添付するため、支払った領収書が必要となります。

詳細につきましては、監査担当者までご確認ください。

今年も宜しくお願い致します。



### 編集後記

年頭にあたり、「かわらばん ぬのかわ」の紙面充実の決意を新たにしております。正確で、読みやすい文章表現に努めます。

確定申告の時期が近づき、会計事務所もこれから繁忙期を迎えます。インフルエンザが猛威をふるっていますので、健康管理には細心の注意を払いたいです。皆様もくれぐれもお身体をご自愛下さい。

(鈴木 勉)